平成２８年（フ）第８７３号
東京都狛江市和泉本町２丁目34番23―201号
債務者　内山　智子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４０１号
栃木県宇都宮市瑞穂１丁目10番地４、前住所埼玉県さいたま市中央区鈴谷７丁目２番20―502号
債務者　横森　千恵
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午後３時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０９号
栃木県宇都宮市インターパーク３丁目４番地１　パストラルＢ102、前住所栃木県宇都宮市江曽島３丁目759番地２
債務者　宮田　健太
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２３号
栃木県矢板市中2003番地２　アイルーム矢板Ｃ111号、前住所栃木県宇都宮市砥上町300番地８
債務者　二階堂勇二
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３２号
栃木県佐野市飛駒町781番地
債務者　仲村　多惠
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前11時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４７号
岡山市南区泉田１丁目８番21―３号
債務者　川西　潤子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４号
熊本県上天草市松島町合津4276番地679　松田アパートＤ号室、前住所熊本県上天草市松島町今泉1451番地
債務者　柴田　愛実（旧姓源）
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月５日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第９２６号
東京都八王子市中野山王２丁目12番21―309号
債務者　藤井　剛二
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９６７号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地３街区11棟405号
債務者　佐野　豊
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９６８号
横浜市戸塚区小雀町21番地10　Ｋハイツ203号
債務者　東　玲二
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９７０号
横浜市神奈川区菅田町908番地１　ルグラン21　401号
債務者　荒井　恵子（旧姓神崎）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２６２号
福岡県大野城市東大利３丁目９番12号
破産者　有限会社岩坪自動車工業
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２７０号
福岡市早良区有田４丁目19番13号
破産者　株式会社イデアコーポレーション
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３８９号
福岡市南区警弥郷２丁目18番12号
破産者　株式会社博多玄海
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７３８号
福岡県大野城市東大利３丁目３番１号
破産者　株式会社ＳＯＲＡ
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１００２号
福岡市博多区博多駅東３丁目３番10号博多駅東３丁目住宅503号
破産者　株式会社ＩＳＩＦ
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部